

●香川県告示第33号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、観音寺市の区域内の別図1に示す町の区域を別図2（次の表は、新町名の読み方及び区域を示す。）に示すとおり変更する旨、観音寺市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年3月5日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月2日

香川県知事 真鍋武紀

新たに画する 町の名称	新たに画する 町の読み方	新たに画する町の区域
南町一丁目	みなみまち いちょうめ	市道七間橋琴浜線の北側線、観音寺町字下津甲1938の2・同甲1938の1・同甲1937の3・同甲1937の2地先の道路東側線、同甲1799の1の水路南側線、市道七間橋柞田川線の東側線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、観音寺町字下津甲1933の1・同甲1934の3の南側筆界線、市道下津6号線の東側線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、観音寺町字下津甲1903の6・同甲1951の4・同甲1950の3・同甲1950の4・同甲1949の2水路東側線、同甲1948の2の水路南側線、同甲1953の2の西側筆界線、同甲1952の2の南側筆界線、同甲1952の2・同甲1957の8・同甲1957の1の東側筆界線、同甲1957の1の南側筆界線、同甲1958の3の東側筆界線、同甲1958の3・同甲1958の8・同甲1958の7の南側筆界線、同甲1895の1地先の道路東側線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、主要地方道丸亀詫間豊浜線の東側線で囲まれた区域
南町二丁目	みなみまち にちょうめ	JR予讃線用地の東側線、主要地方道観音寺佐野線の東側線、観音寺町字下津甲1843の2・同甲1845の1の南側筆界線、市道七間橋柞田川線の東側線、市道三本松5号線の北側線で囲まれた区域
南町三丁目	みなみまち さんちょうめ	市道三本松5号線の北側線、市道七間橋柞田川線の東側線、観音寺町字南下津甲4043の北側筆界線、同甲4043の東側筆界線、同甲4043の南側筆界線、市道七間橋柞田川線の東側線、市道七間橋柞田川線の東側線を柞田川中心線まで延長した線、柞田川中心線、JR予讃線用地の東側線を柞田川橋梁の中央の点まで延長した線、JR予讃線用地の東側線で囲まれた区域
南町四丁目	みなみまち よんちょうめ	市道三本松5号線の北側線、JR予讃線用地の東側線、JR予讃線用地の東側線を柞田川橋梁の中央の点まで延長した線、柞田川中心線、主要地方道丸亀詫間豊浜線の東側線を新開橋の中央の点まで延長した線、主要地方道丸亀詫間豊浜線の東側線で囲まれた区域
南町五丁目	みなみまち ごちょうめ	県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、観音寺町字下津甲1896の4の東側筆界線、同甲1893の1地先の道路北側線、市道下津5号線の東側線、県道観音寺港観音寺停車場線の南側線、観音寺町字

下津甲1899の1地先の道路東側線、同甲1901の5・同甲1901の8
・同甲1901の6・同甲1901の1・同甲1901の3・同甲1906の北側
筆界線、同甲1906の東側筆界線、同甲1923の2の西側筆界線、同
甲1923の2の北側筆界線、J R予讃線用地の東側線、市道三本松
5号線の北側線、主要地方道丸亀詫間豊浜線の東側線で囲まれた
区域

別図1

S=1:5000



字見卓

田中寺首肯

津下南字

凡	例
—	实施区域
— — —	字界线

別図2

S=1:5000



南町一丁目

南町五丁目

南町二丁目

南町四丁目

南町二丁目

凡	例
—	新町界
	新町名